

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、経営監督機能の透明性・公正性や意思決定の機動性が求められるなか、現状の取締役・監査役制度を中心とした組織体制にて、経営環境変化に迅速に対応できる経営システムの維持・実践を重要課題としております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
安藤建設株式会社	10,000,000	10.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	7,487,100	7.49
株式会社みずほコーポレート銀行	4,406,600	4.41
ハザマグループ取引先持株会	4,387,730	4.39
日本マスタートラスト信託銀行	2,561,000	2.56
朝日生命保険相互会社	2,548,100	2.55
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,404,700	2.40
ハザマグループ従業員持株会	2,260,460	2.26
昭和地所株式会社	2,072,000	2.07
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,681,200	1.68

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

### 補足説明 更新

・【大株主の状況】は、平成23年9月30日現在の株主名簿に基づいて記載しております。  
・上記の所有株式数のうち、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社については、信託業務に係る株式数を把握しておりません。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

——



氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
田中力	○	——	生命保険会社(朝日生命保険相互会社)における豊富な経験と見識を当社の監査業務に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。 また、平成20年6月の就任以来、取締役の業務執行に対する監督機能、外部的視点からの助言機能など、経営監視面における役割を十分に果たしていただいていることから、独立役員に適任であると判断しました。
野原馨		——	建設会社在职時(安藤建設株式会社)の豊富な経験と見識を有するとともに、外部的視点による経営監視面での役割を十分に果たしていただくため、社外監査役として選任しております。

### 【独立役員関係】

独立役員の数	1名
その他独立役員に関する事項	
——	

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	

株式報酬型および通常型のストックオプションを採用しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
該当項目に関する補足説明	

社内取締役(執行役員を含む)には、株式報酬型ストックオプションを付与しております。  
従業員(上級幹部のみを対象)には、通常型ストックオプションを付与しております。

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

・有価証券報告書、決算短信、事業報告において、全取締役の総額を開示しております。  
・平成22年度の全取締役の報酬総額は83,515千円、全監査役の報酬総額は29,391千円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
——	

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

・社外監査役が取締役会、監査役会等の重要な会議に出席し、意見を述べ、情報を共有できる体制としております。  
・会議に出席しない社外監査役に対しては、出席した他の監査役等から報告・説明を行うほか、関係資料の閲覧に応じております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、コーポレートガバナンス強化のため、「取締役、取締役会」を「意思決定機能および業務執行の監督機能」として、「経営会議、執行役員および執行役員会」を「業務執行機能」として明確に分離しております。具体的な内容は以下のとおりです。

#### (1) 取締役

取締役の経営責任を一層明確にするるとともに、経営環境の変化に最適な経営体制を構築するため、任期を1年としております。また、取締役会構成員としての役割と責任を明確にするため、役付取締役を設けず、代表取締役と取締役の区別のみとしております。

#### (2) 取締役会

取締役会は、当報告書の提出日現在9名で構成され、毎月開催し、経営に関する重要事項の迅速な意思決定および業務執行状況の監督を行っております。

(3) 経営会議

経営戦略等の政策審議・計画進捗のチェック・立案機能の多角化および強化をはかるべく経営会議を開催しております。

(4) 執行役員制度

役位を「社長」「副社長」「専務執行役員」「常務執行役員」「執行役員」の5区分とし、担当業務に対する責任を明確にするとともに、執行体制の機動性・柔軟性を高めるため、任期を1年としております。また、担当業務については取締役会にて決議して「権限」と「責任」を明確にし、担当業務の業績結果を反映する報酬制度としております。

(5) 執行役員会

執行役員制度により、合議機関の効率化と業務執行機能の強化をはかるとともに、執行ラインへの経営情報の正確かつ迅速な伝達、部門間の情報の共有化をはかるべく、執行役員会を毎月開催しております。

(6) 監査役(会)制度

各監査役(社外監査役を含む)は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、各期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図っております。また、監査役は取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等から職務の執行状況について報告・説明を受け、重要な書類等を閲覧し、本店および主要な事業所の監査を実施しております。

(7) 各種委員会

コンプライアンスに関する事項を審議・諮問する機関としてのコンプライアンス委員会など、経営の合理化に資するための各種委員会を設置しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

- ・取締役会による取締役の監督と、監査役による取締役の監査が、現状において十分機能しているため、引き続き、取締役・監査役制度を中心とした組織体制としております。
- ・コーポレートガバナンスの実効性を確保するために、社外監査役を選任しております。社外監査役により、取締役の業務執行に対する監督機能、外部的視点からの助言機能など、経営監視面における役割は十分に果たされていると考えております。
- ・企業価値を継続的に高め、ステークホルダーの皆様の要請に応えていくためには、コーポレートガバナンス体制のより一層の充実と、環境の変化に応じた定期的な体制の見直しが不可欠であると考えております。そのため、社外取締役の選任につきましては、引き続き検討を進めてまいります。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株主総会の招集通知を、ホームページに掲載しております。</li> <li>・株主総会のビジュアル化を実施し、業績数値をグラフで示したり、完成工事を写真で紹介するなど、わかりやすさの向上を図っております。</li> </ul>

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算および第2四半期決算発表時に説明会を毎回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、株主向け報告書(第2四半期・期末)、ファクトブック、アニュアルレポートなどを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	CSR推進部が担当しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社役員が職務遂行上遵守すべき基本ルールとして「ハザマ行動規範」を制定し、ホームページに掲載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	昨年度まで、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションツールとしてハザマ環境社会報告書を発行していましたが、本年度から、「ハザマCSR報告書」と改め、企業活動全般をCSRの観点からご紹介することいたしました。この報告書は、ホームページに掲載しております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は平成18年5月15日の取締役会において「内部統制システムにかかわる基本方針」を決定し、平成23年4月25日付で以下のとおり改定しております。

#### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)コーポレートガバナンスの面から、取締役会・監査役会設置会社として、取締役は取締役会及び監査役によって監督・監査を受けている。
- (2)取締役は、「コンプライアンスは会社経営の基盤である」との観点から、「ハザマ行動規範」「コンプライアンスマニュアル」を定め、これを率先して遵守するとともに、社員がこれを遵守するよう監督する。
- (3)コンプライアンス体制を有効に機能させるため、以下によりコンプライアンス意識の浸透・向上を図っている。
  - (a)審議・諮問機関としての「コンプライアンス委員会」の設置
  - (b)推進部門としての「CSR推進部」の設置
  - (c)「担当役員」及び部門ごとの「推進責任者」「推進担当者」の任命
  - (d)期ごとの「推進活動基本計画」の策定
  - (e)定期的な教育・研修の実施
- (4)取締役は、コンプライアンス違反等会社に着しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会及び取締役会に報告する。
- (5)内部監査部門は監査の実施により、社長、「コンプライアンス委員会」、取締役会及び監査役会に対して、情報の提供並びに改善への提言等を行っている。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

会議体議事録(取締役会・経営会議等)・決裁書類等の取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規定」に定める保管・保存の方法・期間に基づき、所管部署が適切かつ確実に保存・管理している。  
また、電子データについては、「情報システムセキュリティ規定」に基づいて管理者を置き、データの信頼性を維持・管理している。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社において想定される多種多様のリスクに対して、社内規定・標準類の整備及び通達の発信等により、リスク発生の未然防止を図っている。
- (2)リスク発生時には、「緊急事態対応マニュアル」「災害対応マニュアル」等に基づき、迅速な情報伝達と適切な対応を行い、損害の拡大防止と極小化を図っている。
- (3)取り巻く環境の変化に対応するため、全社の一元的なリスク管理に関する体制について、関係部門を中心に、方針・規定・組織・仕組み等を検討し、整備する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役、取締役会を意思決定機能及び業務執行監督機能として、経営会議、執行役員及び執行役員会を業務執行機能として明確に分離するとともに、「職務権限規定」「決裁規定」を整備し、業務執行ラインの責任と権限を明確にして、意思決定の迅速化と経営の効率化を図っている。
- (2)取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜開催している。また、経営会議において、経営政策及び重要な業務執行事項等について審議を行い、取締役会審議の活性化・効率化を図っている。
- (3)業務の運営については、将来の事業環境を踏まえて「中期経営計画」及び期ごとの「事業方針」を立案し、全社的な目標を設定している。各部門は、その目標達成に向けて具体策を立案・実行している。

#### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)「コンプライアンスは会社経営の基盤である」との観点から、「ハザマ行動規範」「コンプライアンスマニュアル」を定めている。
- (2)コンプライアンス体制を有効に機能させるため、以下によりコンプライアンス意識の浸透・向上を図っている。
  - (a)審議・諮問機関としての「コンプライアンス委員会」の設置
  - (b)推進部門としての「CSR推進部」の設置
  - (c)「担当役員」及び部門ごとの「推進責任者」「推進担当者」の任命
  - (d)期ごとの「推進活動基本計画」の策定
  - (e)定期的な教育・研修の実施
- (3)適正な営業活動を確保するための手続き、及び協力会社との公正かつ透明な取引への対応のための手続きを定めている。
- (4)業務の執行について、「職務権限規定」「決裁規定」に基づき、権限と責任を明確にしている。また、業務執行の状況について、取締役会または経営会議への報告を定めている。
- (5)内部監査部門は監査の実施により、社長、「コンプライアンス委員会」、取締役会及び監査役会に対して、情報の提供並びに改善への提言等を行っている。
- (6)コンプライアンス違反に関する問題の発生を早期に把握して解決するため、「内部通報制度」を整備し、外部の法律事務所を含めた相談・通報窓口を設置している。

#### 6. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社の「決裁規定」に基づき、子会社ごとに担当部門を定めるとともに、当社の社員を子会社の取締役、監査役の一部として派遣し、事業運営を指導・支援・管理している。  
また、子会社の年度事業計画や、子会社が行為主体となる事項について、当社の「決裁規定」に従って当社取締役会及び経営会議に諮り、または報告している。
- (2)当社監査役及び内部監査部門により、子会社の監査を実施し、その状況を確認している。
- (3)当社の内部通報制度を、子会社の取締役、監査役、社員にも適用している。

#### 7. 監査役を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1)監査役を補助するため、監査役会事務局を設け、内部監査部門の者を監査役スタッフとして配置している。
- (2)監査役会は取締役に対して、監査役スタッフの取締役からの独立性に関する事項を決定し、体制を整備するよう要請することができる。

#### 8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役は、取締役との間で、取締役及び社員が監査役または監査役会に対して定期的にあるいは臨時的に報告を行う事項及び報告を行う者を、協議して決定する規定などの体制を整備しているとともに、種々報告を受けている。  
また、監査役は、自らの職務の執行の状況を監査役会に随時報告するとともに、会計監査人、取締役、内部監査部門等の社員その他の者から報告を受けたときは、監査役会に報告することとなっている。
- (2)監査役は、取締役会、経営会議、執行役員会その他の重要な会議・委員会に出席し、必要に応じて意見を述べている。  
また、監査役は「コンプライアンス委員会」に委員として出席し、内部通報の内容について報告を受けている。
- (3)監査役及び監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、また内部監査部門や会計監査人と連携して、効率的な監査の遂行を図っている。
- (4)上記のほか、監査役は取締役または取締役会に対して、監査役の監査が実効的に行われるための体制を整備するよう要請することができる。

#### 9. 財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する体制

財務報告に係る内部統制は、制度に基づいて継続的に整備・運用しており、「内部統制評価基準」を定め、内部監査部門がシステムの有効性を評価し、必要は是正を行っている。

#### 10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(※次項をご覧ください)

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「内部統制システムにかかわる基本方針」(平成23年4月25日改定)の第10項に記載しております。

- (1) 「ハザマ行動規範」に反社会的行為の根絶を明記するとともに、反社会的勢力との一切の関係の遮断、不当要求の拒絶を骨子とする「反社会的勢力による被害を防止する基本方針」を定めている。
- (2) 「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、不当要求への対応部門・統括部門の設置、警察・弁護士等の外部機関との関係構築、関連情報の収集・管理等の体制を整備している。
- (3) 取引業者との工事下請負契約約款に、反社会的勢力排除条項を定めている。

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

特に記載事項はございません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

・当社では、金融商品市場の公正性と健全性に資することを目的として、重要な会社情報を利害関係者(ステークホルダー)へ迅速、正確、公平に開示するための社内規則「会社情報の適時開示に関する内規」を制定し、周知徹底しております。

・情報開示責任者(CSR推進部長)は、適時開示に該当すると思われる事項を管理部門を通じて報告させるほか、重要な会社情報が生じた場合には、株式会社東京証券取引所の定める適時開示規則に基づき、「決定事実」は会社が決議・決定した時点、「発生事実」は会社が発生を認識した時点で速やかに開示しています。

